

別表十二(九)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

() 円

別表十二(九)

平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力発電施設の名称		1		翌期	期首原子力発電施設解体準備金の金額		18			
積立期間		2	昭 平 平		繰越金算入額の計	解体費用を支出した場合の益金算入額		19		
当期積立額		3								
積立限度額の計算	当期末の解体費用見積額		4			累積限度超過額(17)		20		
	累積限度基準額 (4)× $\frac{90}{100}$		5			その他の場合による益金算入額		21		
	前期以前積立合計額の計算	前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)		6			計 (19) + (20) + (21)		22	
		前期以前の積立限度超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)		7						
		前期以前の累積限度超過取崩額の合計額		8						
		計 (6) + (7) - (8)		9			当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)		23	
	積立限度額 (5) - ((9) × $\frac{90}{100}$) × $\frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$		10							
積立限度超過額		11			貸借対照表に計上されている		25			

「23」欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の4第1項」※1又は「第57条の4第10項」※2

② 「区分番号」欄：「00197」

③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

累積限度超過額の計算	益金算入額の合計額		14		額との差額の明細	(22) - ((3) - ((25) - 前期の(25)))		27	
	前期以前の累積限度超過額の合計額 (前期末までの(17)の合計)		15			当期に生じた差額の合計額 (11) + (27)		28	
	差引原子力発電施設解体準備金の金額 (13) - (14) - (15)		16			前期末における差額 (前期の(26))		29	
	当期累積限度超過額 (16) - (12)		17						

「23」欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の4第1項」※1又は「第57条の4第10項」※2

② 「区分番号」欄：「00197」

③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合